

第60回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成28年11月4日

京都市長 門川 大作

1 日 時

平成28年11月15日（火）午後3時30分

2 場 所

ANA クラウンプラザホテル京都 2階 「平安」

（京都市中京区堀川通二条城前 電話 231-1155）

3 議事事項

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更について（京都市決定）
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）区域区分の変更について（京都市決定）
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更について（京都市決定）
- (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更について（京都市決定）
- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）風致地区の変更について（京都市決定）
- (6) 建築基準法第52条第1項第7号に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における容積率の最高限度の指定）
- (7) 建築基準法第53条第1項第6号に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建ぺい率の最高限度の指定）
- (8) 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3（に）欄5の項に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建築物の各部分の高さ（道路斜線制限）の最高限度の指定）
- (9) 建築基準法第56条第1項第2号ニに規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建築物の各部分の高さ（隣地斜線制限）の最高限度の指定）
- (10) 京都市景観計画の変更について（意見聴取）

- (11) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の変更について（京都市決定）（七条新千本地区）
- (12) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）（東九条西山王町地区地区計画）

#### 4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員

15人

- (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後3時から午後3時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

- (3) その他

審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

#### 5 問合せ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)